

環境放出する際の放射性物質の管理 (モニタリング等)の考え方について

多核種除去設備等処理水の取扱いに
関する小委員会 事務局

平成30年12月28日

環境放出する際の放射性物質の管理（モニタリング等）の考え方について

原則：①環境への影響を管理できる方法で処分※を行い、処分の安全性を担保

※処分方法の検討の際に議論予定。

②安全の確保と安心の追求のため、周辺環境等の放射性物質の確認（モニタリング）を徹底。

【基本的考え方】

- ① 処分時の規制基準を満足しているか、という処分に伴う安全性を確認。
- ② 周辺環境の濃度が十分に低い水準を保っているか、という周辺環境の安全性を確認。
- ③ 測定結果を活用し、処分に対する不安を払しょくし、安心を追求。

【モニタリング等の実施方針】

- ① 処分開始前、処分開始後に、トリチウムに関するモニタリングを強化（測定箇所、測定頻度の拡充）。
 - 処分直前の原水濃度を測定（処分に伴う安全性の確認）
 - 処分直後の排気/排水濃度を測定（処分に伴う安全性の確認）
 - 周辺環境、農林水産物等の濃度を測定（周辺環境の安全性の確認）
- ② トリチウムは分析に前処理が必要であることも踏まえつつ、国際的なトリチウムに関する飲料水等の基準値（〈例〉EU：100Bq/L^{※1}、WHO：1万Bq/L^{※2}）も踏まえ、測定目標値を適切に設定し、測定を実施。

※1 追加調査の要否を判断するスクリーニング値 ※2 線量低減措置の介入の要否を判断するガイダンスレベル

- ③ 第三者による測定や測定を公開すること等により、モニタリングの妥当性・透明性を高める。

【測定結果の活用】

- ① 処分前の影響評価と比較し、十分に管理された状態での放出であることを確認する。
- ② モニタリングの実施状況やモニタリング結果をわかりやすく開示し、情報発信を行うことにより安心の追求に努める。
- ③ 環境中の濃度が十分に低いことを確認できない場合、速やかに処分を停止するなどの対応を検討。